

第3回岡山県鉄鋼業最低賃金専門部会

議 事 要 旨

1 日 時

令和6年10月7日（月） 午後2時55分～

2 場 所

岡山市北区下石井1丁目4番1号
岡山第2合同庁舎 2階 共用会議室D

3 出席者

公 益 委 員 : 3人
労働者側委員 : 3人
使用者側委員 : 3人

4 審議事項

特定最低賃金額審議について

5 議事要旨

(1) 特定最低賃金額審議について

岡山県鉄鋼業最低賃金額について審議され、労使双方の委員から、以下の意見が述べられた。

【労働者側の意見要旨】

61円を提示する。

岡山県最低賃金と特定最低賃金（鉄鋼業）との比較から分かるように、年々、地賃に対して優位性が減少しており、鉄鋼業の魅力の低下に直結することを危惧している。

令和4年度時点の優位性113.2%をもとに、+61円を提示する。

【使用者側の意見要旨】

40円を提示する。

前回は、労側+30円、使側+68円とかなり開きがあったため、歩み寄りが必要である。

過去最高の妥結額が+40円（R5年度）であったため、同額を提示する。

公益より再度金額提示の余地はないか尋ねたところ、労使双方が再検討し、以下の意見が述べられた。

【労働者側の意見要旨】

57 円を提示する。

近年の地賃の上げ幅や春闘の結果等を踏まえれば、提示した 61 円は大きな数字とは考えていないが、労使間での金額の差が生じていることから歩み寄りも必要と考え、影響率を考慮した結果、+57 円を再提示する。

【使用者側の意見要旨】

41 円を提示する。

岡山県経営者協会の春闘の賃上げ率の平均が 3.91%であったことを踏まえ、これにより計算した+41 円を岡山県の平均的な相場として再提示する。

(2) 労使協議について

労使双方より、労使協議の意向が示され協議が行われた。その結果について、使用者側委員より以下の報告が行われた。

労働者側 1 円歩み寄って 56 円の提示

使用者側 1 円歩み寄って 42 円の提示

本日、これ以上の金額提示は困難との意見となった。

(3) 労使双方から、これ以上の金額提示が困難との意見があり、審議は次回に持ち越されることとなった。